

週休2日工事特記仕様書（例）

R7.4.1版

- 第1条 週休2日の普及・実現に向けた工事であり、建設現場における週休2日（毎週日曜日を含む2日以上閉所、できるだけ土曜日の閉所にも努めること）を実施する工事である。
- 第2条 受注者は、当該工事が「週休2日工事」である旨を工事看板に明記すること。
- 第3条 受注者は、契約後、現場稼働中の工期（工事着手前の準備等の期間、一時中止期間、工場製作期間、工事完成後引き渡しまでの期間を除く。以下「現場稼働中の工期」という。）において、毎週2日以上現場閉所する週休2日を反映した施工計画書および工程表を監督職員に提出し、確認を受けること。なお、第2、第4土曜日は、建設業の働き方改革推進のために近畿ブロック管内で実施される「建設現場一斉閉所」の取組の観点から閉所として計画すること。
- 第4条 異常気象（災害等）や住民対応等でやむを得ず休日に作業が必要となった場合には、監督職員に事前（緊急対応が必要な場合は事後）に協議し了解を得ること。
- 第5条 現場稼働中の工期における週休2日（毎週2日以上閉所）を達成した場合、工事成績評定（評定を行わない工事を除く）において評価を行う。また、週休2日が達成できなかった場合には、労務費、機械経費、共通仮設費率、現場管理費率、市場単価、土木工事標準単価の補正を表-1「週休2日工事」補正率表未達成時の通りとし、減額変更する。
- 第6条 休日に受注者の作業員や下請け企業が他の現場で作業に従事することを制限しない。同様に現場代理人、監理技術者等が現場閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業、他の現場に従事することを制限しない。ただし、兼務が認められていない現場代理人および専任の監理技術者等については、他の現場に従事することは認められない。
- 第7条 受注者が、月報に虚偽の記載や週休2日に取り組む姿勢が見られないような不誠実な対応を行う等、明らかに悪質な行為を行った場合には、「小浜市工事請負業者の指名停止等に関する要綱」に基づく措置等を行う。
- 第8条 「週休2日工事」の実施にあたっては、「小浜市建設工事における週休2日実施試行要領」に基づくものとする。

「※」：事業ごとに国や県等が
設定している補正係数
を発注者が記入。

表-1 「週休2日工事」補正率表

項目	当初設計	未達成時
労務費	※	1.00
機械経費（賃料）	※	1.00
共通仮設費率	※	1.00
現場管理費率	※	1.00
市場単価	工種ごとの補正係数	1.00
土木工事標準単価	工種ごとの補正係数	1.00

(工事看板の例)

ご協力をお願いします

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を
〇〇しています
(週休2日工事)

令和〇〇年〇〇月〇〇日まで
時間帯 〇〇:〇〇~〇〇:〇〇

〇〇線道路改良工事

発注者 小浜市〇〇部〇〇〇〇課
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社
電話 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇